

答申第 798 号

情公第 1984 号  
令和 6 年 10 月 30 日

神奈川県公安委員会  
委員長 規矩 大義 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 田村 達久

行政文書公開拒否処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 3 月 2 日付けで諮問された公職選挙法違反に関する文書公開拒否  
（存否応答拒否）の件（諮問第 879 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長は、審査請求人からの令和3年11月3日付け行政文書公開請求に対し、その存否を明らかにしないで行政文書の公開を拒否した決定（存否応答拒否決定）を取り消し、本件請求文書の存否を明らかにして諾否の決定を行うべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年11月3日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、別表に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し実施機関は、令和3年11月15日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った。その後、実施機関は、令和3年12月3日付けで、本件請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第6号に規定する非公開情報（犯罪の予防等に関する情報）を公開することになるとして、条例第8条の規定に基づき存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、令和3年12月14日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、その取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求は、あくまで捜査が終結した、あるいは捜査情報と無関係な情報の公開を求めるものであり、警察が捜査実施の有無全てを非公開とするのは条例第5条第6号の拡大解釈である。

必要があれば、継続捜査している警告のみの存否を明かさなければよいが、警察が警告を発出した時点で当該候補者等には捜査実施が明らかである以上、警告発出の公開・非公開の有無は捜査に影響がなく、警告がないことも当該候補者等には既知であり公開の影響はない。

第三者が警告の存否を知ること、法律の文言と実際に警告される違反の程度の差が判明するおそれは存在するが、それを持って、将来の犯罪の巧妙化、悪化につながると断定するのは早計であり、条例第7条を適用し

公開すべきである。

- (2) 公職選挙法は一般市民にとっては難解であるため、選挙違反の通報に含まれる誤認事例の公開は、選挙違反への市民の理解を深め、違反の予防、捜査への協力を促進するためのものである。

社会で法が遵守されるには、構成員が広く法を知ることが不可欠であり、違法かどうか詳細な基準も、通報の結果として行われた処分も一切公表することなしに難解な公職選挙法を周知することは不可能である。

- (3) 2017年（平成29年）の特定市市長選挙では警告を出したことを公表しており、行政文書の存否の情報だけでは犯罪の予防、捜査活動等に支障を及ぼすおそれがないことは、神奈川県警察が自ら示している。

警察は、候補者等が特定されなければ捜査の実施の有無が明らかになることはなく、存否応答拒否する必要はないから警告件数を公表しているものであり、条例第8条には該当しない。また、公平な選挙を実現するという公益に反しており、準公人の候補者の私権保護よりも有権者が違反事実を知る公益が優先されるべきであり、条例第7条に該当する。

#### 4 実施機関（担当：神奈川県警察本部刑事部捜査第二課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件請求文書について

本件請求は、特定選挙区内での候補予定者、候補者及びその関係者（以下「候補者等」という。）による公職選挙法違反に関する行政文書のうち、警告に関する証拠画像、証言、違反発生場所及び日時が記載されたものを含む全ての文書並びに公職選挙法違反又はその疑いとして通報され、違法性なしと判断した事案に関して作成された証拠画像、証言、発生場所及び日時が記載された全ての文書である。

##### (2) 条例第8条該当性について

条例第8条においては、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、その存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができるとされている。

この点、本件請求については、本件請求文書が存在することを前提に諾否の決定を行えば、候補者等に対して公職選挙法違反被疑事件に係る捜査を実施したことが明らかになり、本件請求文書が存在しないことを前提に諾否の決定を行えば、候補者等に対する公職選挙法違反被疑事件に係る捜査を実施していないということが明らかとなることから、本件請求文書の存否を答えることは候補者等に対する捜査の実施の有無を明らかにするものである。

よって、本件請求文書は、その存否を答えるだけで条例第5条第6号に該当する非公開情報を公開することになるため、条例第8条に該当する。

なお、審査請求人は、前記3(3)のとおり主張するが、当該広報については神奈川県警察が実施した警告の件数と態様のみを答えているのであって、特定選挙区における候補者等に対する公職選挙法違反被疑事件に係る捜査の実施の有無について広報しているものではない。

### (3) 条例第5条第6号該当性について

非公開情報の一類型として、条例第5条第6号においては「公開することにより犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定されている。

本件存否情報は、候補者等に対する警察の捜査に関する情報であって、文書の存否が明らかになれば、警察が候補者等に対して捜査を実施したか否かの事実が明らかとなり、捜査活動の実態が露呈されることとなり、犯罪を企図している者や犯罪を敢行している者らが各種活動を悪質化、巧妙化させる等、公職選挙法違反被疑事件捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあり、条例第5条第6号に該当する。

なお、審査請求人は、前記3(1)のとおり主張するが、捜査が終了したとしても、上述のとおり、同号に該当することから、公開することはできない。

## 5 審査会の判断理由

実施機関は本件請求に対し、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで条例第5条第6号に規定する犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する非公開情報を公開することになることを理由に、条例第8条の規定に基づき存否応答拒否決定を行っていることから、その妥当性を以下検討する。

### (1) 条例第8条が規定する存否応答拒否決定について

条例第8条は「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる時は、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。行政文書公開請求に対して公開拒否決定を行う場合、請求対象である行政文書の存否を明らかにした上で諾否の決定を行うのが原則であるが、行政文書公開請求の内容によっては、行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第5条各号が規定する非公開情報が請求者に明らかとなる場合があることから、このような場合には例外的

に行政文書の存否も明らかにせず公開拒否決定を行うことを認めたのが、条例第8条の規定である。

(2) 本件処分の妥当性について

実施機関は、候補者等に対する警察の捜査に関する情報に係る文書の存否が明らかになれば、警察が候補者等に対して捜査を実施したか否かの事実が明らかとなり、捜査活動の実態が露呈されることとなり、犯罪を企図している者や犯罪を敢行している者らが各種活動を悪質化、巧妙化させる等、公職選挙法違反被疑事件捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあるとして、これらの情報は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」（条例第5条第6号）に該当することから、本件処分を行った旨、説明している。

そこで検討すると、本件請求に係る行政文書公開請求書に記載されている請求内容は別表のとおりであることから、本件請求に対して行政文書の存否を明らかにすれば、実施機関が公職選挙法違反に係る警告を発した案件があったか否かという情報や、公職選挙法違反に係る通報を受けたが違法性なしと判断した案件があったか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）が、請求者に明らかになるものと認められる。

しかし、本件存否情報が明らかになったとしても、請求者に明らかになるのはあくまで上記のような警告を発した案件又は通報を受けたが違法性なしと判断した案件があったか否かという情報にとどまり、そのことにより、ただちに、犯罪を企図している者や犯罪を敢行している者が各種活動を悪質化、巧妙化させる等、公職選挙法違反被疑事件捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあるとは認め難い。

したがって、本件は、条例第8条に規定する存否応答拒否の要件、すなわち、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる時」という要件を満たさない。

(3) 結論

以上のことから、実施機関は本件処分を取り消し、本件請求文書の存否を明らかにした上で、条例第5条第6号の規定に基づき諾否の決定を行うべきである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

2021年4月以降請求時点までの、衆議院特定選挙区内での候補予定者及び候補者とその関係者の公職選挙法違反に関する行政文書のうち、

A 候補者及び候補予定者とその関係者の公職選挙法違反を警告する全ての文書

B Aの根拠として、警察が保有する証拠画像、証言、違反発生場所及び日時の記載されたもの全て

C 違反や違反の疑いとして通報されたが、違法性なしと判断した警察が保有する証拠画像、証言、発生場所及び日時の記載されたもの全て

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年3月2日 (収受)	○ 諮問
令和6年4月22日 (第237回部会)	○ 審議
令和6年5月31日 (第238回部会)	○ 審議
令和6年6月27日 (第239回部会)	○ 審議
令和6年7月25日 (第240回部会)	○ 審議
令和6年8月29日 (第241回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
小 沢 奈 々	横浜国立大学准教授	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和6年10月30日現在) (五十音順)